

～ 指定医・指定医療機関の指定に関する手続きについて～

平成30年4月1日から申請書類の提出先が変更となります

平成30年4月1日から、これまで都道府県が行っていた指定医や指定医療機関の指定に関する事務などを指定都市が行うこととなります。

このため申請書類の提出先が、以下の通り道府県から指定都市へ変更となります。詳細は、都道府県・指定都市の窓口または保健所までお問い合わせください。

現在の提出先	新しい提出先	現在の提出先	新しい提出先
北海道	札幌市	愛知県	名古屋市
宮城県	仙台市	京都府	京都市
埼玉県	さいたま市	大阪府	大阪市
千葉県	千葉市	堺市	堺市
神奈川県	横浜市	兵庫県	神戸市
	川崎市	岡山県	岡山市
	相模原市	広島県	広島市
新潟県	新潟市	福岡県	北九州市
静岡県	静岡市	福岡市	福岡市
	浜松市	熊本県	熊本市

対象となる申請書類の例

【指定医に関する申請書類】

- ・指定医指定申請書
- ・指定変更届出書
- ・指定医指定更新申請書
- ・辞退届

【指定医療機関に関する申請書類】

- ・指定医療機関指定申請書
- ・指定医療機関変更届出書
- ・指定医療機関指定更新申請書
- ・辞退届

※ 指定医研修については、指定都市が単独で開催する場合や、道府県と共催する場合がありますので、各道府県・指定都市のホームページにて実施状況を確認ください。